

蒲郡市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する蒲郡市子育て世帯訪問支援事業（以下「訪問支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 訪問支援事業の実施主体は、蒲郡市（以下「市」という。）とする。

2 市長は、訪問支援事業について、適切な事業運営ができると認めるヘルパー事業所（以下「事業者」という。）に委託し、又は市が行う養成講座を受講した者で、市長が適当と認めるもの（以下「個人サポーター」という。）に委嘱し、実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 訪問支援事業の対象者（以下「利用対象者」という。）は、市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 若年妊婦、望まない妊娠をした者等妊娠期からの支援を特に必要とする者
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもを養育しており、かつ、本人又はその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の身体若しくは精神に疾患等がある保護者
- (3) 18歳未満のこどもを養育しており、かつ、こども若しくは配偶者が入院又は在宅介護を要するため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える保護者
- (4) 18歳未満のこどもを養育しており、かつ、当該こどもの食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる保護者
- (5) ヤングケアラーとして支援が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者を訪問支援事業の利用対象者とすることができる。

(事業の内容)

第4条 訪問支援事業は、支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）が利用対象者の家庭を訪問し、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行又はサポート等)
- (2) 育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)
- (3) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴並びに相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 利用対象者並びにこどもの状況及び養育環境の把握

2 事業者又は市及び個人サポーターは、訪問支援事業を円滑に遂行するため、利用対象者の家庭について事前調査を行わなければならない。

3 第1項の支援は、原則、保護者の在宅時に行う。ただし、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(他制度の優先利用の原則)

第5条 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に規定されている事業等による訪問支援（以下「他制度」という。）と、訪問支援事業による訪問支援の内容が重複する場合は、他制度の利用を優先する。

(利用日数等)

第6条 訪問支援事業の利用日数は、1週間につき2日を上限とする。ただし、第3条第1項第1号、第4号及び第5号に規定する者については1週間につき3日を上限とする。

2 訪問支援事業の利用時間は、午前8時30分から午後5時までの間（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とする。ただし、訪問支援事業の実施に当たり市又は事業者が必要と認める場合は、この限りでない。

3 訪問支援事業の1日当たりの利用時間は、2時間を上限とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、15分を限度に延長することができる。

4 訪問支援事業の利用期間は、3年を上限とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(訪問支援員の要件)

第7条 訪問支援員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次条に規定する市長が適当と認める研修を修了した者

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(訪問支援員に対する研修)

第8条 市は、訪問支援員に対し、訪問支援事業の目的、内容、支援の方法、個人情報管理の適切な管理、守秘義務等に関する研修を実施するものとする。

2 前項のほか、市は、第5条第2項第2号に規定する支援を行う訪問支援員に対し、AEDの使用方法、心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、専門資格を有する者の当該専門資格の領域に関する部分及び他の研修等の修了をもって習得できると市長が判断した部分について、省略することができる。

(利用の申請)

第9条 訪問支援事業の利用を希望する利用対象者(以下「申請者」という。)は、蒲郡市子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼情報提供同意書(第1号様式。以下「申請書兼同意書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の世帯の状況を調査の上、蒲郡市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書(第2号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき利用を決定したときは、蒲郡市子育て世帯訪問支援事業利用依頼書（第3号様式）により、速やかに事業者又は個人サポーターに支援の実施を依頼するものとする。

（計画書の策定）

第11条 市又は事業者は、前条第1項の規定により決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）の家庭の意向を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業利用計画書（以下「計画書」という。）を策定しなければならない。

- 2 市又は事業者は、計画書の内容に変更が生じたときは、計画を修正するものとする。

- 3 訪問支援員は、策定された計画書に基づき支援を実施するものとする。

（自己負担額）

第12条 訪問支援事業の利用に係る費用の一部は、利用者が負担するものとし、その額（以下「自己負担額」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1項に規定する利用者であって、その利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、自己負担額を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯

- (2) 当該年度（4月及び5月に利用するときは、その前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）が非課税の世帯

- (3) 当該年度（4月及び5月に利用するときは、その前年度）の地方税法の規定による市町村民税所得割課税額（利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額をいう。）が77,101円未満の世帯

- 3 前項に規定する免除を受けようとする利用者は、前項各号に掲げる世帯のいずれかに該当することを証する書類を申請書兼同意書に添付しなければならない。ただし、市が公簿等により確認できる場合は、この限りでない。

- 4 利用者は、事業者又は個人サポーターに対し、自己負担額を直接支払うものとする。

（延長の届出）

第13条 利用者は、第6条第3項ただし書に規定する延長を行うときは、事業者又は個人サポーターを経て市長に、蒲郡市子育て世帯訪問支援事業利用延長届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

（利用日等の変更等の連絡）

第14条 利用者は、利用日若しくは利用時間を変更し、又は利用を中止する場合は、利用日の前日（休日等を除く。）の午後4時までに、市又は事業者に連絡しなければならない。

2 利用者が前条の連絡なく利用日若しくは利用時間を変更し、又は利用を中止した場合において、訪問支援員が利用予定日時に当該利用者の家庭を訪問したときは、当該利用者は、事業者又は個人サポーターに対し、キャンセル料として300円を支払うものとする。

（実施結果の報告）

第15条 事業者又は個人サポーターは、毎月の事業の実施結果について蒲郡市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（第5号様式）を作成し、蒲郡市子育て世帯訪問支援事業利用証明書（第6号様式）を添えて、市長に報告しなければならない。

（委託料の請求）

第16条 事業者は、蒲郡市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書（第7号様式）を作成し、当月分を翌月10日までに市長へ請求しなければならない。

（委託料の支払）

第17条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その請求内容を審査し、適当と認めたときは、委託契約に基づき委託料を支払うものとする。

（事故及び損害の責任）

第18条 事業者は、訪問支援事業の実施により生じた事故及び損害については、市に故意又は重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 事業者は、前項の事実について、書面により速やかに市へ報告しなければならない。

3 個人サポーターは、訪問支援事業の実施により生じた事故及び損害については、速やかに市に報告するものとする。

（事業内容の改善）

第19条 市長は、良質なサービスが提供されるよう訪問支援事業の適正な実施を

図るため、事業者及び個人サポーターの事業内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第20条 事業者及び個人サポーターは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第21条 事業者及び個人サポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、訪問支援事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

項	利用対象者	1 時 間 当 た り の 一 部 負 担 金
1	第 3 条 第 1 項 第 1 号、第 4 号又は第 5 号に該当する利用者	無料
2	第 3 条 第 1 項 第 2 号又は第 3 号に該当する利用者	2 0 0 円